

令和 2 年度決算 財務書類

注記（連結会計）

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

①有形固定資産……………取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得価額が判明しているもの……………取得価額

取得価額が不明なもの……………再調達価額

ただし、取得価額が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

②無形固定資産……………原則として取得価額

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

①満期保有目的以外の有価証券

市場価格のないもの……………取得価額

②出資金

市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

飯南町病院事業会計については、先入先出法による原価法によっています。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除きます。）……定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 5 年～ 60 年

工作物 5 年～ 80 年

その他 7 年～ 30 年

物品 2 年～ 20 年

②無形固定資産（リース資産を除きます。）……定額法

（ソフトウェアについては、府内における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。）

③所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引を除きます。）…………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

①徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。ただし、飯南町病院事業会計については、貸倒実績率により回収不能見込額を計上しています。

②退職手当引当金

期末自己都合要支給額に、退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち飯南町へ按分される額を加算した額を控除した額を加算して計上しています。

③賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当、勤勉手当等及びそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース料総額が 50 万円未満のファイナンス・リース取引を除きます。）
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物。（容易に換金可能であり、かつ、価値変動が僅少なもので、3 か月以内に満期日が到来する流動性の高い投資をいいます。）
なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、飯南町病院事業会計、飯南町簡易水道事業会計、飯南町下水道事業会計については、税抜方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

重要な会計方針の変更はありません。

3 重要な後発事象

(1) 重大な災害等の発生

○被害状況まとめ (R3.9.6 集計時点) いずれも概算

■雨量・・・赤名 R3.7.12 9-10 時 1 時間降水量 71.5mm (観測史上最大) ※これまでの最大 1 時間降水量 62.5mm(H25.8.1)

R3.7.4 降り始めからの降水量 12 日に 458.5mm を記録 ※7 月の平年降水量 297.1mm

■住家被害・・・21 戸 (半壊 2、一部損壊 2、床下浸水 17)

■非住家被害・・・22 戸 (全壊 1、一部損壊 2、床上浸水 4、床下浸水 15)

■人的被害・・・なし

■公共土木施設等災害

・公共土木施設災害・・・104 件・212 カ所 (道路 13 件・14 カ所、河川 91 件・198 カ所)
被害額 1,480 百万円

・農地・農業用施設災害・・・358 件 (農地 170 件、農業用施設 188 件) 被害額 1,744 百万円

・林地崩壊・・・6 件 被害額 66 百万円

・緊急治山・・・3 件 被害額 170 百万円

・復旧治山・・・1 件 被害額 30 百万円

・林道災害・・・49 件・6 路線 被害額 174 百万円

■その他災害・・・商工観光施設、教育関連施設、農作物被害等 多数

4 偶発債務

該当の事象はありません。

5 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
島根県市町村総合事務組合 (一般会計)	一部事務組合・広域連合	比例連結	1.18%
島根県市町村総合事務組合 (市町村非常勤職員公務災害補償等特別会計)	一部事務組合・広域連合	比例連結	6.16%
島根県後期高齢者医療広域連合 (一般会計)	一部事務組合・広域連合	比例連結	1.32%
島根県後期高齢者医療広域連合 (後期高齢者医療特別会計)	一部事務組合・広域連合	比例連結	0.94%
雲南広域連合（一般会計等）	一部事務組合・広域連合	比例連結	11.43%
雲南広域連合（介護保険事業特別会計）	一部事務組合・広域連合	比例連結	9.90%
雲南広域連合（下水道事業会計）	一部事務組合・広域連合	比例連結	15.48%
雲南市・飯南町事務組合（一般会計）	一部事務組合・広域連合	比例連結	15.28%
一般社団法人飯南町観光協会	第三セクター等	全部連結	—

連結の方法は次のとおりです。

①一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。ただし、島根県市町村総合事務組合の市町村職員退職手当特別会計については、みなし連結を採用しています。

②第三セクター等は、出資割合等が 50 %を超える団体（出資割合等が 50 %以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象となるない第三セクター等については、出資割合等や活動実績等に応じて、比例連結の対象としています。ただし、出資割合が 25 %未満であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としていない場合があります。

※連結財務書類から対象となる連結対象団体を記載しています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取り扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

令和3年度予算において、財産収入として措置されている公共資産

イ 内訳

該当はありません